栃木の国保

Vol. 63
2013.6

TOCHIGI NO KOKUHO

SUMMER

栃木県国民健康保険団体連合会

栃木の国保
TOCHIGI NO KOKUHO

目次
CONTENTS

■巻頭言 1
健康長寿のまちづくり
宇都宮市長　佐藤　栄一

■メインテーマ1 2
平成24年度
栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

■メインテーマ2 12
平成25年度
国民健康保険事業運営に係る留意事項

■私の趣味と健康法 18
動機はどうあれ、運動をしよう
前高根沢町住民生活部住民課 課長　菊地　房男

■突撃ルポ 保険者みてある記 19
第100回　足利市
過去と未来が交差するまち

■収納率あっぷルポ 22
茂木町

■特別寄稿① 23
第1回
国保料(税)収納率向上に向けて
「国保制度を崩壊させないために」
～新たなる領域への挑戦!!～
NPO法人ローカルガバメントネットワーク理事長　堀　博晴

■特別寄稿② 25
第1回
ソーシャルマーケティングを用いた健診受診勧奨
株式会社キャンサースキャン　石川　善樹

■保健師活動報告 28
特定健診の受診率アップをめざして
市貝町 健康福祉課　古谷明美・和田篤子・馬籠友美

■保険者だより 30
下野市国保の取り組み
下野市

■ただいまこくほ最前線 31
矢板市 健康増進課 国保医療担当
主　事　室井　泰宏
岩舟町 保険児童課 保険医療担当
主　任　須藤　禎子

■栃木県国保医療課だより 32
メンバー紹介

■リポート 33
平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会理事会

■第三者行為損害賠償求償事務コーナー 34

■歩こう、歩こう!　あの道この道 35
渡良瀬川を眺めながら歩く

■国保連合会のうごき 36
平成25年6月、7月、8月、9月

■国保連合会のからのお知らせ 37

■編集後記

※今号の「国保運協会長プロフィール」は都合によりお休みとさせていただきます。

巻頭言

宇都宮市長
佐藤　栄一

健康長寿のまちづくり

風清らかな初夏の候，皆様にはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。本誌の発刊にあたりまして，巻頭のごあいさつを申し上げます。

さて，我が国におきましては，少子・超高齢化の進行や景気の停滞，デフレの長期化などの社会情勢の中，国による日本経済の再生に向けた金融政策などによりまして，過度な円高が是正され，株価が回復するなど，これまでの日本を取り巻く環境に変化が見られるところであります。

宇都宮市におきましても，今後，いよいよ人口の減少が予測され，ますます少子・超高齢社会を迎えることとなりますが，そのような中におきましても，市民の誰もが元気に笑顔で暮らすことができる「100年繁栄の都市づくり」を実現していくため，本年3月にまちづくりの基本方針となる「第5次総合計画改定基本計画」を策定したところであります。

この計画では，「人口減少局面への突入と人口構造の変化」，「地域産業・経済を取り巻く状況の変化」，「安全・安心で環境にやさしい都市づくりへの要請の高まり」などを顕著な社会潮流としてとらえたところであり，このような変化に的確に対応していくため，今後5年間で重点的に取り組んでいく「健康長寿応援プロジェクト」など，10の戦略プロジェクトを設定したところであります。

このうち，国民健康保険とも関連の深い「健康長寿応援プロジェクト」に関する本市の取組を紹介させていただきます。本市では，これまでも「子ども医療費の無料化」や「バス乗車券の交付による高齢者の外出支援」など，子どもから高齢者まで，すべての市民が安心して生活できるよう，健康づくりや福祉力の向上に取り組んできたところであります。今後，超高齢社会の到来にあたりまして，心豊かに生活できる活力ある社会を維持していくためには，健康寿命の延伸が必要不可欠であると認識しております。このため，高齢者の健康保持・増進を図るための「高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成」や，保健センターなど市民の身近な会場において運動体験などを行う「健康づくり体験事業」など，健康寿命の延伸に向けた事業を実施してまいります。

また，国民健康保険につきましては，「保健・医療サービスの質を高める」施策の一つに位置づけ，後期高齢者医療制度を含めた「医療保険制度の適正な運営」に取り組むとともに，健康寿命の延伸に寄与する特定健康診査・特定保健指導や人間ドック・脳ドックの健診事業などにより被保険者の健康保持・増進を推進しながら医療費の適正化を図ってまいります。さらに，事業運営に必要な財源を確保するため国民健康保険税の収納対策に尽力し，厳しい運営が続く国民健康保険財政の健全化に努めるなど，今後とも被保険者が必要とする医療サービスを適正に受けられるよう取り組んでまいります。

平成25年度は，「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」のスタートの年となりますが，本市が目指す「みんなが幸せに暮らせるまち」「みんなに選ばれるまち」「持続的に発展できるまち」の実現に向け，施策の重点化を図りながらスピード感を持って取り組んでまいります。

平成25年度事業計画及び歳入歳出予算などの議案を原案どおり議決

平成24年度 栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

平成25年2月22日（金）に、国保連合会9階大会議室で、平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会が開催された。

本通常総会では、報告事項2件及び平成25年度に係る本会事業計画並びに一般・特別両会計の歳入歳出予算をはじめ、平成24年度に係る予算補正を含む議決事項22件などが上程され、慎重な審議の上、すべて原案どおり議決された。

冒頭、佐藤栄一理事長（宇都宮市長）は、中央情勢に触れた上で、「高額療養費の支給や前期高齢者の一部負担割合の問題など今後の動向を注視するところである。」と述べた。

そして結びに、「会員の皆様方からは、今後とも引き続き、ご支援・ご協力を賜りたい。」と述べた。

続いて、栃木県保健福祉部国保医療課 桑野 茂課長（現監査委員事務局監査課長）より来賓挨拶をいただいた。

その後、高津戸忠一常務理事が情勢報告を行った。

そして、議長選出が行われ、壬生町の小菅一弥町長を議長として議事に入った。本通常総会に提出された議案については、慎重審議の上、いずれも原案どおり議決された。

挨拶で「会員の皆様方からは、今後とも引き続き、ご支援・ご協力を賜りたい。」と述べる佐藤栄一理事長

議事進行する
壬生町　小菅一弥町長

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会事業計画

(1) 基本方針

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核的役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきた。

しかしながら、医療保険制度をめぐる情勢は、急速な人口の高齢化、医療技術の高度化等により医療費は増高し、加えて経済基調の変化に伴い、医療費の伸びと経済成長との不均衡が拡大するなど医療保険財政、とりわけ国保財政はその構造的要因により他制度に比較して大変深刻な状況に陥っている。

このため国においては、昨年成立した社会保障・税一体改革法案において、国保の財政基盤の強化を図るため、消費税の引き上げ財源をもとに、新たに国保財政に2,200億円の公費を投入する方針とした。

併せて、さらなる改革を総合的かつ集中的に推進するため、社会保障制度改革推進法に基づき、昨年暮れから「社会保障制度改革国民会議」が開催され、今後の高齢者医療制度をはじめ、将来にわたり持続可能な社会保障制度の実現に向けた議論が行われており、政府においては、これらの審議結果を踏まえ、本年8月までには一定の結論を得た上で、社会保障制度改革に必要な法制上の措置を講ずることとしている。

一方、70代前半の一部負担金の1割凍結の特例措置については、その解除が見送られたところである。これは、法律で2割と規定されている70～74歳の自己負担割合が平成20年度から5年間、1割に止められている異例の措置を解消すべく議論が重ねられてきたところであるが、先の総選挙による政権交代で、補正予算の編成作業が大幅にずれ込むことから、平成25年4月からの実施は困難と判断されたところである。

本会としてもこのような現状を踏まえ、将来にわたり保険者の共同目的達成機関としての役割と使命を果たすことを念頭に、国民健康保険及び後期高齢者医療、介護給付費等の審査支払業務等の充実・強化をはじめ、共同事業の効率的推進、保健事業の支援強化など国民健康保険事業の安定的運営の確保に向けて組織体制の整備を図るとともに、保険者並びに関係機関との連携を密にして、より一層の適正な事業運営と更なる保険者へのサービスの向上に努めるものとする。

このため、平成25年度の事業計画は、保険者に満足してもらえる国保連合会を目指していくために、次のとおり重点目標及びその取り組み方針を定め、その企画・運営・実施に当たっては、常に保険者の満足度を高める工夫、価値ある情報の提供などに留意しながら保険者の期待に添った成果をあげ、負託に応えるものとする。

(2) 重点目標

①国民健康保険事業の安定的運営

保険者の意を体し、安定した国民健康保険事業運営に向けた事業・運動の展開

②国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業の効率化等

効率的なレセプト審査体制の強化・審査精度の向上及び審査支払業務・事務代行業務の効率的推進

③共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の拡充及び各種共同事業の効率的推進

④実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

総合的保健事業支援の充実、医療データの情報提供、関係団体との連携強化及び特定健診等データ管理業務の適正執行

⑤介護保険事業関係業務の適正執行

介護給付費審査の適正執行、介護サービスの質の向上

⑥新規事業への対応

保険者のニーズに応える事業への弾力的対応

⑦成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

総合的・効果的に事業を展開するための組織体制の整備、職員の資質の向上、事務運営等の改善

(3) 重点目標の取り組み方針

①国民健康保険事業の安定的運営

国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努める。

また、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国民健康保険事業の安定的運営に向けた運動を展開する。

②国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業の効率化等

審査事務共助の充実強化、審査委員会への情報の提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図ることはもとより、審査事務共助支援システム及び国保総合システムで実装される縦覧・横覧・突合審査機能を活用することにより、審査の更なる精度向上に努めるものとする。

③共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システム機能を活用し、保険者事務の効率化を図る。

また、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の効率化、更には求償金の滞留防止や事務処理システムの更新等により第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の効率化を図る。

その他、国民健康保険料(税)収納率向上支援コールセンター事業については、適正な事務の執行に努めるものとする。

④実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成、医療データの活用など科学的根拠に基づく保健事業を推進するとともに栃木県保険者協議会を通じ、地域・職域保険の連携強化等により保健事業の実効性を高めるなど、市町保健事業の支援を行う。

特に、平成25年度については、特定健診等の受診率向上を支援するため、住民への啓発・広報に特化した事業を展開する。併せて、特定健診等のデータ管理業務の適正執行に努めるものとする。

⑤介護保険事業関係業務の適正執行

介護給付費審査支払業務・障害介護給付費及び障害児給付費支払業務の適正執行、介護給付適正化事業の積極的推進による保険者の支援及び苦情処理担当者の連携強化、苦情・相談への対応の充実等により介護サービスの質的向上を図る。

また、平成26年5月本稼働予定の介護保険・障害者自立支援システムの一拠点集約化を見据え、機器の構築や運用試験等、本稼働に向けての体制の整備に万全を期すこととする。

⑥新規事業への対応

保険者のニーズに対応した事業の実施に向け、平成25年度から国保中央会が開発した標準システムである各種システムの機器更改に順次対応するとともに、新たに構築する国保データベース（KDB)システムを導入し、価値ある情報の提供を行い、医療費の適正化を図る。

更に、保険者支援事業として、各種システム機器更改に併せ、保険者端末の無償提供を実施する。

⑦成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効果的に進めるため、平成25年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努める。

【議　事】

Ⅰ　報告事項

報告第１号　理事長専決事項報告について

1　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について

2　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

3　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について

4　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

5　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算補正について

6　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について

報告第２号　規則の制定及び一部改正について

1　栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について

2　栃木県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部改正について
3　栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療診療報酬審査支払規則の一部改正について
4　栃木県国民健康保険団体連合会国民健康保険料（税）収納率向上支援コールセンター事業規則の制定について
5　栃木県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部改正について
6　栃木県国民健康保険団体連合会職員の再任用に関する規則の一部改正について
7　栃木県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部改正について
8　栃木県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の賦課徴収規則の一部改正について
9　栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬明細書等二次点検業務規則の一部改正について
10　栃木県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について
11　栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事務代行業務規則の一部改正について

Ⅱ　議決事項

議案第１号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会事業計画について
議案第２号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
議案第３号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
議案第４号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第５号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出予算について
議案第６号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について
議案第７号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第８号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第９号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出予算について
議案第10号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算について
議案第11号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出予算について
議案第12号　栃木県国民健康保険団体連合会積立金の一部処分について
議案第13号　平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会運営資金の一時借入について
議案第14号　理事長専決事項委任について
議案第15号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
議案第16号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出予算補正について
議案第17号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
議案第18号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
議案第19号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出予算補正について
議案第20号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
議案第21号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について
議案第22号　平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について
追加議案第１号　栃木県国民健康保険団体連合会参与の設置に関する規則の制定について
追加議案第２号　栃木県国民健康保険団体連合会参与の選任について

Ⅲ　その他

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会予算総括

会計別

区分			平成24年度（千円）	平成25年度 予算（千円）	対前年度比較増減額（千円）	前年度対比（%）
一般会計			(243,848) 243,855	(257,964) 257,965	(14,116) 14,110	(105.78) 105.78
診療報酬審査支払特別会計	業務勘定		(1,056,926) 1,056,926	(1,197,445) 1,197,445	(140,519) 140,519	(113.29) 113.29
	診療報酬支払勘定	国民健康保険診療報酬支払勘定	148,144,706	148,684,878	540,172	100.36
		老人保健診療報酬支払勘定	5,604	0	△5,604	皆減
		公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	2,887,439	3,677,474	790,035	127.36
		出産育児一時金等に関する支払勘定	4,675,447	5,064,787	389,340	108.32
		小計	155,713,196	157,427,139	1,713,943	101.10
後期高齢者医療事業関係業務特別会計	業務勘定		(610,538) 610,538	(848,890) 848,890	(238,352) 238,352	(139.03) 139.03
	診療報酬支払勘定	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	175,083,307	178,317,231	3,233,924	101.84
		公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	433,601	995,504	561,903	229.58
		小計	175,516,908	179,312,735	3,795,827	102.16
保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計			(9,025) 24,133,107	(9,021) 24,719,803	(△4) 586,696	(99.95) 102.43
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計			(15,627) 502,718	(14,454) 472,343	(△1,173) △30,375	(92.49) 93.95
介護保険事業関係業務特別会計	業務勘定		(166,373) 872,841	(193,156) 560,618	(26,783) △312,223	(116.09) 64.22
	支払勘定	介護給付費支払勘定	108,723,691	114,697,036	5,973,345	105.49
		公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	1,033,003	1,007,531	△25,472	97.53
		小計	109,756,694	115,704,567	5,947,873	105.41
障害者自立支援事業関係業務特別会計	業務勘定		(35,577) 35,577	(41,565) 41,565	(5,988) 5,988	(116.83) 116.83
	支払勘定	障害介護給付費支払勘定	22,969,639	26,810,572	3,840,933	116.72
		障害児給付費支払勘定	1,573,543	1,200,002	△373,541	76.26
		小計	24,543,182	28,010,574	3,467,392	114.12
特定健診保健指導費用決済業務特別会計			(65,901) 1,926,571	(119,122) 1,542,700	(53,221) △383,871	(180.75) 80.07
国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計			(48,977) 2,433,660	(54,647) 2,577,878	(5,670) 144,218	(111.57) 105.92
職員厚生資金貸付金特別会計			7,659	7,752	93	101.21
合計			(2,252,792) 497,353,432	(2,736,264) 512,681,974	(483,472) 15,328,542	(121.46) 103.08

［備考］上記表中、（ ）内の数字は、各会計支払勘定、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金、第三者行為損害賠償求償金、介護保険事業関係業務特別会計の主治医意見書料、特定健診費用決済業務、円滑導入関係諸費（事業費、特定資産支出、借入金償還金、諸支出金、特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）繰出金）を除いた数字（事務運営に要する経費）である。

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 負担金		73,463
	1 負担金	73,463
2 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
	国庫交付金	0
3 県支出金		1
	1 県補助金	1
4 財産収入		464
	1 財産運用収入	463
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		182,184
	1 他会計繰入金	146,763
	2 積立金繰入金	35,421
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		1,850
	1 諸収入	1,850
中央会支出金		0
	中央会支出金	0
特定資産収入		0
	基金取崩収入	0
特定資産運用収入		0
	基金運用収入	0
歳入合計		257,965

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 会議費		463
	1 会議費	463
2 総務費		198,950
	1 総務管理費	198,950
3 事業費		39,981
	1 事業費	39,981
	国保介護従事者処遇改善基金事業費	0
4 積立金		7,614
	1 積立金	7,614
5 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
6 諸支出金		8,477
	1 諸支出金	8,476
	2 償還金及び還付加算金	1
7 予備費		2,479
	1 予備費	2,479
特定資産支出		0
	基金繰入支出	0
歳出合計		257,965

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 手数料		564,953
	1 手数料	562,843
	2 事務費	2,110
2 保険者事務等共同電算処理事業手数料及び負担金並びに委託料		427,231
	1 手数料	401,133
	2 負担金	1
	3 業務委託料	26,097
3 国庫支出金		25,550
	1 国庫補助金	25,550
4 県支出金		631
	1 県補助金	1
	2 委託金	630
5 財産収入		262
	1 財産運用収入	261
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		77,468
	1 他会計繰入金	2,112
	2 積立金繰入金	75,356
7 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
8 諸収入		1,350
	1 諸収入	1,350
歳入合計		1,197,445

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		578,132
	1 審査支払管理費	578,132
2 審査委員会費		55,092
	1 審査委員会費	55,092
3 保険者事務等共同電算処理事業費		402,292
	1 業務管理費	402,292
4 特別審査負担金		2,751
	1 特別審査負担金	2,751
5 レセプト電算処理システム特別分担金		48,347
	1 レセプト電算処理システム特別分担金	48,347
6 積立金		87,784
	1 積立金	87,784
7 レセプト電算処理システム費		1
	1 レセプト電算処理システム費	1
8 予備費		23,046
	1 予備費	23,046
歳出合計		1,197,445

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険診療報酬受入金		146,197,974
	1 国民健康保険診療報酬受入金	146,197,974
2 繰入金		2,466,129
	1 他会計繰入金	2,466,129
3 繰越金		20,771
	1 繰越金	20,771
4 諸収入		3
	1 諸収入	3
5 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		148,684,878

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険診療報酬支出金		148,664,101
	1 国民健康保険診療報酬支出金	148,664,101
2 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
3 繰出金		2
	1 繰出金	2
4 予備費		20,773
	1 予備費	20,773
歳出合計		148,684,878

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 公費負担医療受入金		3,676,190
	1 公費負担医療受入金	3,676,190
2 繰越金		1,282
	1 繰越金	1,282
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
歳入合計		3,677,474

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 公費負担医療支出金		3,676,170
	1 公費負担医療支出金	3,676,170
2 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
3 繰出金		1
	1 繰出金	1
4 予備費		1,302
	1 予備費	1,302
歳出合計		3,677,474

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 出産育児一時金等受入金		5,064,781
	1 出産育児一時金等受入金	5,064,781
2 県支出金		1
	1 県補助金	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		3
	1 諸収入	3
5 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		5,064,787

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 出産育児一時金等支出金		5,064,780
	1 出産育児一時金等支出金	5,064,780
2 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
3 予備費		5
	1 予備費	5
歳出合計		5,064,787

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 手数料		509,472
	1 手数料	509,472
2 後期高齢者医療事務代行業務委託料		98,481
	1 業務委託料	98,481
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		160,004
	1 他会計繰入金	2
	2 積立金繰入金	160,002
7 繰越金		80,000
	1 繰越金	80,000
8 諸収入		929
	1 諸収入	929
歳入合計		848,890

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		639,687
	1 審査支払管理費	639,687
2 審査委員会費		35,241
	1 審査委員会費	35,241
3 事務代行業務費		101,459
	1 業務管理費	101,459
4 特別審査負担金		1,482
	1 特別審査負担金	1,482
5 レセプト電算処理システム特別分担金		1
	1 レセプト電算処理システム特別分担金	1
6 積立金		61,741
	1 積立金	61,741
7 レセプト電算処理システム費		1
	1 レセプト電算処理システム費	1
8 予備費		9,278
	1 予備費	9,278
歳出合計		848,890

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療診療報酬受入金		178,307,257
	1 後期高齢者医療診療報酬受入金	178,307,257
2 繰越金		9,970
	1 繰越金	9,970
3 諸収入		3
	1 諸収入	3
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		178,317,231

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療診療報酬支出金		178,307,255
	1 後期高齢者医療診療報酬支出金	178,307,255
2 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
3 繰出金		2
	1 繰出金	2
4 予備費		9,972
	1 予備費	9,972
歳出合計		178,317,231

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位:千円）

款	項	金額
1 公費負担医療受入金		994,502
	1 公費負担医療受入金	994,502
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
歳入合計		995,504

（歳　出）　（単位:千円）

款	項	金額
1 公費負担医療支出金		994,487
	1 公費負担医療支出金	994,487
2 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
3 繰出金		1
	1 繰出金	1
4 予備費		1,015
	1 予備費	1,015
歳出合計		995,504

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 共同事業事務費拠出金		5,182
	1 共同事業事務費拠出金	5,182
2 共同事業拠出金		24,635,522
	1 共同事業拠出金	24,635,522
3 国庫支出金		25,709
	1 国庫補助金	25,709
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 超高額医療費共同事業交付金		49,358
	1 超高額医療費共同事業交付金	49,358
6 繰入金		2
	1 他会計繰入金	2
7 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
8 諸収入		29
	1 諸収入	29
歳入合計		24,719,803

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		7,952
	1 総務管理費	7,952
2 交付金支出金		24,635,522
	1 交付金支出金	24,635,522
3 超高額医療費共同事業拠出金		75,260
	1 超高額医療費共同事業拠出金	75,260
4 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
5 積立金		577
	1 積立金	577
6 予備費		490
	1 予備費	490
歳出合計		24,719,803

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 求償額受入金		457,889
	1 求償額受入金	457,889
2 共同事業拠出金及び手数料		9,940
	1 共同事業拠出金及び手数料	9,940
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		1
	1 他会計繰入金	1
6 繰越金		4,500
	1 繰越金	4,500
7 諸収入		11
	1 諸収入	11
歳入合計		472,343

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		12,312
	1 総務管理費	12,312
2 求償額支出金		457,889
	1 求償額支出金	457,889
3 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
4 予備費		2,141
	1 予備費	2,141
歳出合計		472,343

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 手数料		148,408
	1 手数料	148,408
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		1
	1 県補助金	1
	県委託料	0
4 負担金		4,352
	1 負担金	4,352
5 主治医意見書料受入金		367,462
	1 主治医意見書料受入金	367,462
6 財産収入		139
	1 積立金運用収入	138
	2 物品売払収入	1
7 繰入金		5
	1 一般会計繰入金	1
	2 積立金繰入金	3
	3 他会計繰入金	1
8 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
9 諸収入		249
	1 諸収入	249
10 借入金		1
	1 借入金	1
中央会支出金		0
	中央会支出金	0
介護職員処遇改善交付金受入金		0
	介護職員処遇改善交付金受入金	0
歳入合計		560,618

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		135,219
	1 審査支払管理費	134,511
	2 介護サービス苦情処理管理費	708
2 審査委員会費		1,293
	1 審査委員会費	1,293
3 介護サービス苦情処理委員費		5,580
	1 介護サービス苦情処理委員費	5,580
4 国保中央会負担金		31,578
	1 国保中央会負担金	31,578
5 主治医意見書料支出金		367,462
	1 主治医意見書料支出金	367,462
6 積立金		5,177
	1 積立金	5,177
7 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
8 諸支出金		2
	1 諸支出金	1
	2 償還金及び還付加算金	1
9 予備費		14,304
	1 予備費	14,304
介護職員処遇改善交付金支出金		0
	介護職員処遇改善交付金支出金	0
歳出合計		560,618

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 介護給付費受入金		114,696,390
	1 介護給付費受入金	114,696,390
2 繰越金		642
	1 繰越金	642
3 諸収入		3
	1 諸収入	3
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		114,697,036

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 介護給付費支出金		114,696,387
	1 介護給付費支出金	114,696,387
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 繰出金		1
	1 繰出金	1
4 予備費		645
	1 予備費	645
歳出合計		114,697,036

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 公費負担医療等受入金		1,007,523
	1 公費負担医療等受入金	1,007,523
2 繰越金		4
	1 繰越金	4
3 諸収入		3
	1 諸収入	3
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		1,007,531

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 公費負担医療等支出金		1,007,509
	1 公費負担医療等支出金	1,007,509
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 予備費		19
	1 予備費	19
繰出金		0
	繰出金	0
歳出合計		1,007,531

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 手数料		35,909
	1 給付費等支払手数料	34,213
	2 電子証明書発行手数料受入金	1,696
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 負担金		2
	1 負担金	2
4 財産収入		18
	1 積立金運用収入	18
5 繰入金		2
	1 一般会計繰入金	1
	2 積立金繰入金	1
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
7 諸収入		633
	1 諸収入	633
国保中央会出資金		0
	国保中央会交付金	0
歳入合計		41,565

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		21,018
	1 支払管理費	19,322
	2 電子証明書発行手数料支出金	1,696
2 国保中央会負担金		9,708
	1 国保中央会負担金	9,708
3 積立金		6,566
	1 積立金	6,566
4 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
5 諸支出金		2
	1 諸支出金	1
	2 償還金及び還付加算金	1
6 予備費		4,268
	1 予備費	4,268
歳出合計		41,565

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 障害介護給付費受入金		26,810,548
	1 障害介護給付費受入金	26,810,548
2 繰越金		21
	1 繰越金	21
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		26,810,572

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 障害介護給付費支出金		26,810,545
	1 障害介護給付費支出金	26,810,545
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 予備費		24
	1 予備費	24
歳出合計		26,810,572

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 障害児給付費受入金		1,199,998
	1 障害児給付費受入金	1,199,998
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
4 借入金		1
	1 借入金	1
障害児施設給付費受入金		0
	障害児施設給付費受入金	0
歳入合計		1,200,002

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 障害児給付費支出金		1,199,995
	1 障害児給付費支出金	1,199,995
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 予備費		4
	1 予備費	4
障害児施設給付費支出金		0
	障害児施設給付費支出金	0
歳出合計		1,200,002

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 費用決済業務受入金		1,423,578
	1 費用決済業務受入金	1,423,578
2 費用決済業務拠出金及び手数料		64,017
	1 費用決済業務拠出金及び手数料	64,017
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 積立金運用収入		34
	1 積立金運用収入	34
6 繰入金		55,001
	1 他会計繰入金	1
	2 積立金繰入金	55,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		67
	1 諸収入	67
歳入合計		1,542,700

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 特定健診保健指導費		107,086
	1 業務管理費	107,086
2 費用決済業務支出金		1,423,578
	1 費用決済業務支出金	1,423,578
3 積立金		11,280
	1 積立金	11,280
4 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
5 予備費		754
	1 予備費	754
歳出合計		1,542,700

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 国庫支出金		2
	1 国庫交付金	2
2 特定資産収入		1
	1 基金取崩収入	1
3 預託金取崩収入		2,530,611
	1 預託金取崩収入	2,530,611
4 特定資産運用収入		2
	1 基金運用収入	2
5 借入金		1
	1 借入金	1
6 諸収入		40,661
	1 諸収入	40,661
7 繰越金		6,600
	1 繰越金	6,600
歳入合計		2,577,878

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		48,624
	1 総務管理費	48,624
2 事業費		58,090
	1 基金事業費	58,090
3 特定資産支出		2
	1 基金繰入支出	2
4 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
5 諸支出金		1
	1 諸支出金	1
6 繰出金		2,468,239
	1 他会計繰出金	2,468,239
7 予備費		2,920
	1 予備費	2,920
歳出合計		2,577,878

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出予算書

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金額
1 積立金運用金		1
	1 積立金運用金	1
2 貸付金償還金		948
	1 貸付金償還金	948
3 繰越金		6,802
	1 繰越金	6,802
4 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		7,752

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	金額
1 貸付金		6,000
	1 貸付金	6,000
2 運用金返還金		236
	1 返還金	236
3 予備費		1,516
	1 予備費	1,516
歳出合計		7,752

平成25年度
国民健康保険事業運営に係る留意事項

平成25年4月
栃木県保健福祉部国保医療課

はじめに

我が国における少子高齢化の進行、就業構造の変化等により医療保険制度間の負担の不均衡が生じ、疾病構造の変化、医療技術の高度化などの要因とも相まって医療費の大幅な増大をもたらし、国保制度が抱える脆弱な財政基盤という構造問題は、一層厳しさを増している。

国民健康保険事業を健全に運営するためには、制度改正に適切に対応するとともに、適用の適正化、保険料（税）収入の確保、医療費適正化等、不断の取組が必要である。

特に、本県の市町村保険者における国民健康保険税の収納率向上への取組は喫緊の課題である。平成23年度の収納率は、87・04％であり、平成22年度の収納率を1・03ポイント上まわったものの、全国と比較しても本県の収納率は依然として低い状況である。

本書は、こうした状況を踏まえ、市町村保険者、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会における、平成25年度の国民健康保険事業運営上の留意事項について取りまとめたものである。

事業運営に当たっての留意事項

保険者に関する事項

1 事業計画等

(1) 事業計画の策定

事業計画の策定については、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、事業運営の実情を把握分析し、それらの検討結果を踏まえた重点事項の設定及び目標の設定をするとともに、目標達成のための具体的な実施体制、実施方法及び関連事業との連携等を明確にすること。

(2) 予算の編成

予算の編成については、毎年度、厚生労働省保険局長及び国民健康保険課長から通知される予算編成方針等に基づき行うこと。

(3) 赤字保険者における財政の健全化

赤字保険者については、財政の健全化を図るため、具体的な赤字解消計画を策定し、事業運営に必要な保険料（税）の適切な設定、収納率向上対策及び医療費適正化対策等を積極的に取り組むこと。

2 適用の適正化

(1) 被保険者の適用

（ア） 被保険者の適用については、「国民健康保険の被保険者にかかる適用及び保険料（税）の賦課の適正化について（通知）」（平成5年11月15日保険発第123号）に基づき、「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用について（通知）」（平成23年2月22日保国発0222第1号）及び「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用についての一部改正について（通知）」（平成23年12月16日保国発1216第1号）により活用が可能となった国民年金被保険者情報を活用する等、未適用者を早期かつ的確に把握し、早期適用を促進するとともに、遡及適用者については的確に遡及賦課を行うこと。

（イ） 退職被保険者等の適用については、「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用について（通知）」（平成15年3月31日保国発第0331003号）、「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用の適正化対策について（通知）」（平成17年9月16日保国発第0916001号）、及び「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用についての一部改正について（通知）」（平成23年12月16日保国発1216第1号）に基づき、年金受給権者一覧表等の年金情報の活用等により早期に把握・適用し、適用の適正化を推進するとともに、被保険者資格の遡及に伴う療養給付費負担金及び療養給付費交付金の振替整理を適正に行うこと。

（ウ） 特に退職被保険者の被扶養者に係る適用については、「国民健康保険の退職被保険者の被扶養者に係る適用の適正化対策の徹底について（通知）」（平成19年9月18日保国発第0918001号）及び「国民健康保険の退職被保険者の被扶養者に係る適用について（通知）」（平成20年3月31日保国発第0331001号）」に基づき、職権適用を実施する等適用の適正化を推進すること。

（エ） 外国人の適用については、「外国人に係る国民健康保険の適用促進について（通知）」（平成10年5月13日保険発第83号）、「外国人に対する国民健康保険の適用について（通知）」（平成16年6月8日保国発第0608001号）及び「国民健康保険法施行規則第1条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正について（通知）」（平成22年6月24日保発第0624第1号）に基づき、適正に行うこと。

なお、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第7号）及び「国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第23号）が平成24年7月9日から適用されているので、適正な取扱に努めること。

(2) 居所不明被保険者の確認

居所不明の被保険者に係る資格喪失の確認については、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて（通知）」（平成4年3月31日保険発第40号）に基づき、取扱要領を作成し、的確に行うこと。

(3) 適用の適正化調査

適用の適正化調査については、「国民健康保険の被保険者の適用の適正化及び第三者行為に係る求償権の行使について（通知）」（昭和50年7月1日保険発第63号）に基づき「適用の適正化月間」を設定し、適用の適正化を推進すること。

3 適正な賦課

(1) 保険料（税）の算定の基礎となる所得

保険料（税）の算定の基礎となる所得については、的確に把握すること。

また、申告のない世帯及び保険料（税）の軽減対象世帯等については、関係機関と連携を密にし、積極的に実地調査を行う等的確に所得を把握すること。

なお、共有名義の固定資産に係る資産割額の算定については、「共有名義の固定資産に係る国民健康保険料（税）の資産割額の算定について（通知）」（平成20年1月18日保国発第0118001号）に基づき、持ち分に応じて適正に按分賦課を行うこと。

(2) 保険料（税）の賦課割合及び賦

課限度額については、被保険者間における負担の不均衡の是正、中間所得者層の過重な負担の軽減を図る観点から、適切な設定を行うこと。

(3) 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者がいる世帯における保険料（税）について、平成25年度から所得割に係る軽減判定所得の算定特例が恒久化するほか、平等割の減額措置が延長されることを踏まえ、適正な対応を行うこと。また、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、被扶養者から国保被保険者となった者に係る条例減免についても、引き続き配慮すること。

4 保険料（税）収入の確保

(1) 徴収計画の策定

市町村保険者の徴収計画については、県が広域化等支援方針の中で定めた保険者規模別収納率目標を踏まえ、滞納者の実態（滞納原因別、所得階層別、職業別、地区別等）に基づき目標収納率を設定するとともに、地域の実情に応じて、目標を達成するための実施体制、実施方法等具体的な計画を策定すること。

(2) 納期内納入の促進等

保険料（税）の納入については、納期内納入の促進を図るために口座振替を推進するほか、多様な納付方法を採用する等、納付しやすい環境整備を推進するとともに被保険者に対する効果的な啓発活動を積極的に行うこと。

(3) 滞納者対策

（ア）保険料（税）の確保を図るため、早期に滞納者の実態把握及び適切な対応を行うこと。

（イ）特別の事情がないにもかかわらず保険料（税）を滞納しているいわゆる悪質滞納者に対する被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時支払差止め等の措置については、「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（通知）」（平成12年3月28日保険発第41号）に基づき、適正に行うこと。

ただし、出産育児一時金については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第10条による一時差止を行わない措置が平成23年4月以降も継続されているので留意すること。

なお、短期被保険者証の交付については、交付事務を通じてできるだけ滞納者と接触する機会を確保し、保険料（税）を納めることができない特別な事情の適切な把握に努め、機械的な対応になることのないよう、きめ細かな納付相談を行うこと。

また、滞納者の状況に応じ、通常に比べ更新または検認の期間が短い被保険者証を交付するなど、被保険者証の交付方法を工夫して納付相談の機会の確保を図り、滞納者を解消すること。

（ウ）被保険者が、再三の督促、催告にもかかわらず納入、催告に応じない場合には、負担の公平の観点から差押予告通知書を送付し、積極的に差押えを行うこと。

（エ）納付義務者が保険料（税）を納期限までに完納しない場合は、必ず延滞金を調定し、徴収すること。

（オ）保険料（税）の不納欠損処分については、資産の状況等の調査結果に基づきやむを得ないものに限り厳正に行うこと。

(4) 徴収体制の充実

滞納保険料（税）の徴収については、全庁体制の確立や嘱託徴収員の採用など、徴収体制の整備を図り、積極的な徴収活動（例えば休日、夜間等の戸別徴収等）及び啓発活動を行うこと。

(5) その他の収納対策

上記(1)から(4)のほか、保険料（税）収納率の確保・向上等の対策として、「収納対策緊急プランの策定等について（通知）」（平成17年2月15日保国発第０２１５００１号）等を参考に、効果的な収納対策に積極的に取り組むこと。

また、嘱託徴収員等を活用している保険者については、嘱託徴収員等のみに任せることなく役割分担を定め、職員との連携による戸別徴収を積極的かつ効率的に取り組むこと。

5 医療費の適正化

(1) 医療費等の分析

医療費等の分析については、診療諸率の経年的な傾向把握、他の保険者との医療費実態の比較、疾病構造、長期入院者及び重複・頻回受診者の動向の把握・分析等により、医療費等の現状と問題点を的確に把握し、医療費の適正化に必要な施策に反映すること。

また、将来に向けて医療費適正化対策を効果的に実施するため、連合会等と連携し、調査・研究を行うこと。

なお、連合会から提供される疾病統計、長期入院者、重複・頻回受診者の資料を十分活用し、医療費適正化対策の内容を充実すること。

(2) 診療報酬明細書の点検調査

診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検調査については、「国民健康保険の診療報酬明細書点検調査事務処理要領について（通知）」（昭和55年5月10日保険発第42号）に基づき実施しているところであるが、被保険者資格の点検、調剤報酬明細書との突合、縦覧点検などについては、強化された連合会のレセプト審査機能を活用する等、より効率的な調査を実施すること。

特に、連合会の共同事業の活用による的確な第三者行為求償事務などを実施し、レセプト点検調査等を充実・強化すること。

また、レセプト点検調査を計画的に実施するための点検体制の整備については、医療事務経験者等を嘱託員に採用するなどして充実すること。

(3) 後発医薬品及び適正受診に対する周知・啓発

後発医薬品については、後発医薬品希望カードの配布及び後発医薬品を使用した場合の医療費の額の通知（差額通知）等、後発医薬品の積極的な活用を促進すること。

また、柔道整復師等の施術における保険給付の範囲等について、広報等により柔道整復療養費等に対する被保険者の関心を高め、適正化を進めること。

(4) 在宅医療等の推進

在宅医療等の推進については、いわゆる社会的入院の解消が課題となっていることを踏まえ、長期入院者の把握とともに、在宅医療等が可能な者については、保健師の訪問活動など保健・医療・福祉関係者の協力を得て、家庭復帰や特別養護老人ホーム、老人保健施設への入所等を推進すること。

(5) 重複・頻回受診者対策の推進

重複・頻回受診者に対する保健師の訪問活動については、「重複・頻回受診者に係る医療費適正化対策の推進について（通知）」（平成10年8月5日保険発第126号）に基づき、積極的に推進すること。

6 保健事業

(1) 保健事業の推進

保健事業の推進については、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、医療費等の分析結果に基づき保健・福祉部門等関係部局、関係機関との連携を図りつつ健康診査、保健指導、健康教育、健康相談、訪問指導等効果的かつ効率的な施策を講ずること。

(2) 直営診療施設

保険者が設置する直営診療施設については、国保の被保険者を始めとした地域住民に対して、保健・医療・福祉の各般にわたる総合的な処遇を行ううえで極めて重要な役割を果たすことが期待されているので、地域住民に対する医療・健康に関する相談部門を設置するなど、総合的な機能が発揮できるよう充実すること。

7 事務処理の適正化

(1) 補助金申請事務等の適正化

補助金の申請等に係る事務処理については、会計実地検査等において

多数の不適正な事務処理が判明していることから、自主点検による適正化を実施したところであるが、今後は、「国民健康保険関係国庫補助金等にかかる事務処理の適正化について（通知）」（平成９年９月29日保険発第１２４号）等関係通知を参考にして、適正な事務処理のために必要な体制の整備を図ること。

(2) 不正及び事故の防止

不正及び事故の防止については、不正及び事故の発生を未然に防止するため、事務処理方式の見直し、相互牽制体制等の管理体制の充実及び自主的監査の実施等不正及び事故の防止に万全を期すこと。

また、不正及び事故が発生した場合は、速やかに県に報告すること。

8 その他

(1) 国民健康保険運営協議会の充実

国民健康保険運営協議会については、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るために重要な審議機関であるので、事業運営の課題・問題点を十分に審議する等積極的に開催すること。

(2) 保険者協議会における各保険者との連携・協力

保険者協議会については、保健事業等の効率的で円滑な事業運営を図るため、各保険者との連携・協力に努めること。

(3) 情報開示

レセプト開示については、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について（通知）」（平成17年３月31日保発第０３３１００７号）（平成23年６月20日付け保保発０６２０第１号により一部改正）に基づき行うこと。

(4) 国民健康保険組合に関する重点事項

①被保険者の適用については、組合規約に定める組合員の業種、住所、勤務先の業態及び健康保険の適用除外承認手続きの確認を徹底すること。

また、定期的に被保険者資格の確認を行うなど、適正な取扱いを徹底すること。

②「国民健康保険組合における法令遵守（コンプライアンス）体制の整備について（通知）」（平成22年９月10日保国発０９１０第１号）に基づき、法令遵守体制の整備に取り組むこと。

連合会に関する事項

1 審査の充実強化

レセプトの審査支払事務については、審査専門部会の審査対象の拡大、事務点検期間及び審査委員会における審査期間の延長などにより事務共助の充実及び審査体制を拡充し、審査の充実・強化及び効率化に努めること。

2 保険者支援

(1) 保険者事務共同電算処理事業等の充実・強化

保険者事務共同電算処理事業及び第三者行為求償事務共同事業については、保険者の事務処理の効率化等を図るため充実・強化すること。

(2) 医療費分析等の充実・活用

医療費分析等については、保険者において医療費等の分析結果に基づく効果的な保健事業の実施を図るため、疾病統計及び重複・頻回受診者リスト等の充実を図るとともにその活用方法の教示等を行うこと。

なお、疾病統計等については、保険者にとって有効かつ必要なものとなっているか活用状況を把握し、的確な情報を提供するとともに電算事務の効率化を推進すること。

(3) レセプト点検調査の支援

レセプト点検調査の支援については、保険者におけるレセプト点検調査の内容点検の充実を図るため、保険者の実態に応じたレセプト点検調査に係る研修及び内容点検を的確に行うための情報提供等積極的な支援を行うこと。

(4) 保健事業の支援

保健事業の支援については、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を図るとともに、保険者における保健事業の推進を図るため、健診結果データ等を活用して各保険者の実態に応じた効果的な保健事業の企画、評価、調査・研究など、各種の施策の支援を行うとともに保健師活動を充実すること。

また、保険者が行う保健・福祉事業との連携に配意した保健事業の展開に対する支援等にも配意すること。

(5) 在宅医療等の推進支援

在宅医療等の推進支援については、長期入院者のうち、必ずしも入院治療を必要としないと思われる者の在宅医療等の推進を図るため、必要な各種情報の提供など、保険者の支援を行うこと。

(6) 保険料（税）収納率向上対策の支援

連合会の保険料（税）収納率向上アドバイザーを活用して、保険者に対して長期滞納・収納困難事案への対応方法の相談及び職員研修による職員の資質向上等収納率向上のための保険者支援を行うこと。

3 その他

(1) 審査支払事務の受託環境の整備

審査コストの見える化のために複式簿記の導入を検討するなど、連合会の非会員である保険者が連合会に審査支払の委託を行うことができる環境整備を図ること。

(2) 個人情報保護の徹底

連合会が扱う個人情報については、個人情報保護法及び「国民健康保険団体連合会における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成17年9月15日保発第0915003号）に基づき個人情報保護を徹底すること。

(3) 事務の改善等

連合会における不正及び事故の防止については、保険者に関する事項の7の(2)に準じて実施すること。

私の趣味と健康法

動機はどうあれ、運動をしよう

前高根沢町住民生活部住民課
課長　菊地房男

それはもう数十年前、町の採用試験申込書の趣味の欄には、読書とドライブと書いたと思います。ドライブは、友だちとあちこちに車で出かけていたので間違いではないと思いますが、読書というのは甚だ怪しい限りです。

就職してから、テニスやスキーを始めました。趣味という部類に入るかどうかは別にして、職場の先輩や友だちとテニスコートを予約して、仕事が終わるとボールを打ち合いました。休日には炎天下でもハードコートの上を走りまわっていました。冬になると、寒い夜明け前に起きだしてスキー場に向かい、一日中、それはハムスターがゲージの中で回し車に乗っているように、リフトとゲレンデを滑り回っていました。結婚して子どもが生まれてもスキー場通いは続いていたのですが、子どもが学童野球に入部したことによって土日がなくなり、スキー場とは無縁となりました。キリンビール栃木工場の閉鎖によってテニスコートからも遠ざかりました。

スキーやテニスは普通に遊べる程度にはなりましたが、お世辞にもうまいと言えるレベルではありません。ドライブもそうですが、スキーやテニスを始めたきっかけは、「体力づくり、健康のため」というより「楽しく遊べるもの、そして何より、女の子と仲良くなれるもの」という不純な動機から始めたのは言うまでもありません。向上心より、どうすれば女の子と仲良くなれるかに重点を置いていたため、上達する訳がありません。後になって、少し気合を入れて練習しましたが、すべてが自己流で基礎ができていないので上達はしませんでした。

しかし、今になって考えてみると、動機はどうあれ、身体を動かすことは苦痛ではなく、運動をしていたことが私の健康法であったのではないでしょうか。ところが、今では子どもの部活動も終わり一緒に走り回ることもなくなり、スキー場にも一時期の熱を感じず、運動する機会がなくなりました。結婚して、子どもがいるおじさんが、女の子とどうこうという年齢でなくなったのが一番の理由かも知れませんが・・・。

本町では、昨年から高根沢たんたんウォーキングとして、健康の維持増進のためのウォーキング運動を推進しています。本課が中心となって始めた事業なので私もウォーキングを始めました。平日の歩数は2千歩前後。休日も「夏は暑い。冬は寒い。」とウォーキングを始めたとは言いにくい現状ですが、少しずつ、自分なりに取り組んで、私の趣味と健康法にしたいと考えています。

※菊地房男氏におかれましては、平成25年5月1日付で企画課長へ異動されました。

突撃ルポ 保険者みてある記

第100回 足利市

～過去と未来が交差するまち～

足利市は、県の南西部に位置し、東京からは北へ約80kmの距離にあり、佐野市、群馬県桐生市・太田市・館林市・邑楽郡に接しています。

古くから織物のまちとして知られていますが、近年はアルミや機械金属、プラスチック工業などを中心に、総合的な商工業都市になっています。

被保険者の加入状況

項　目	
総人口	154,585人
総世帯数	64,305世帯
国保加入世帯数	26,706世帯
国保被保険者数	47,080人
国保被保険者加入率	30.46%

（平成25年3月31日現在）

日本最古の学校といわれる史跡「足利学校」や、足利氏ゆかりの鑁阿寺をはじめ、数多くの文化遺産が残され、渡良瀬川の清流や緑の山なみが調和した東の小京都と呼ばれる歴史と伝統のあるまちです。

保険年金課

保険年金課には、国民健康保険担当・国民年金担当・高齢者医療担当があります。

国民健康保険担当では、課長以下、職員12名、補助職員6名が在籍しており、保険給付、高齢受給者証の交付、特定健康診査・特定保健指導に関する業務、レセプト点検に関する業務を行っています。

窓口で取り組んでいること
～海外療養費のチェックを強化～

海外療養費の申請については、提出書類のチェックを強化しています。

具体的には、診療明細書に和訳が

添付されているか、さらに和訳に不備はないかなどをチェックしています。

申請に来られた方から、厳しいと思われることもありますが、海外療養費の適正な給付のために強化しています。

～滞納が累積しないような分納計画～

失業して収入がないなど、特別の事情により保険税を滞納している方には、有効期間が4か月の「短期被保険者証」を交付しています。

交付に際し、賦課額に対して著しく小額な分納を求める被保険者も多く、公平性の面で対応に苦慮しているところでありますが、きめ細かな窓口相談を実施して、滞納が累積しないような分納計画を立て交付しています。

丁寧な応対を行っている保険年金課窓口

医療費適正化への取り組み ～ジェネリック医薬品の啓発などに取り組む～

医療費適正化対策として、①重複・頻回受診者への訪問指導、②ジェネリック医薬品利用カードの同封（平成21年度から被保険者証更新時）、③「柔道整復師のかかり方」リーフレットの同封（平成24年度被保険者証更新時）、④ジェネリック医薬品利用差額通知（平成25年2月）を実施しています。

ジェネリック医薬品については、足利市の出前講座として、市内17の公民館や老人クラブに出向いて、講話も行っています。

市の担当者の方によると、「住民にとっては、講話を聞くことで、ジェネリックという言葉だけでなく、その中身についても理解を深められているようで、利用カードの活用も期待できる。」とのことでした。

収税課

足利市収税課には、職員28名、嘱託職員14名が在籍しています。

国保税の収納状況は ～前年比プラスを維持～

平成24年度の国保税の収納状況は、現年度分が84・3％、滞納繰越分は、15・4％となっています。（平成24年度市税徴収額報告書：平成25年3月末日現在より）

前年同期の現年度分が83・6％、滞納繰越分が、14・6％であることから、平成24年度はいずれも前年比プラスとなっています。

納付方法として口座振替を促進 ～新規口座振替申し込みでペアチケット～

国保税の主な納付方法として、①納付書による納付、②口座振替による納付があります。

①納付書による納付では、平成21年度からコンビニでの納付を開始しています。

また、②口座振替による納付では、口座振替の促進を図るため、新規口座振替申し込みで入場券を配布しています。入場券とは、足利市内観光施設いずれか3か所に入れるペアチケットです。

収納率向上対策として ～徴収アドバイザーを設置～

足利市市税等徴収指導員（徴収アドバイザー）を平成22年度から設置して、週2回、案件に対するアドバイスをもらっています。場合によっては、徴収アドバイザーも納税折衝を行っています。

～電話催告の実施～

現年度分は主に自動電話、滞納繰越分は補助職員による電話により催告を実施しています。自動電話は、7月から3月まで毎月実施し（平成24年度）、補助職員による電話は毎日実施しています。補助職員による電話は現年度分も含め、臨機応変な催告を可能にしています。

～捜索と公売の実施～

中古のマイクロバスを公売にかけ、売れたことがあります。

最後に今後の課題として、滞納繰越額の圧縮や少額分納者の解決が挙げられました。

健康増進課

健康増進課は、保健検診担当と健康指導担当の2担当に分かれており、職員は34名（保健師21名、管理栄養士2名、診療放射線技師2名、事務職等9名）が在籍しています。

特定健診の実施
～個別健診と、集団健診で実施～

特定健診は、個別健診と集団健診で実施しています。個別健診が全体の約85％を占めており、集団健診では「おりひめ検診」という名称で実施しています。

おりひめ検診とは、市で実施している特定健康診査と各種がん検診が、半日で一度に受診することができる複合検診です。

おりひめ検診
（2013. 4広報あしかがみ）

特定保健指導の実施
～コース（参加・通信）選択制～

特定保健指導は、足利市直営で実施しています。積極的支援では、次の2コースから選べるコース選択制を採用しています。

（1）参加コース
運動と栄養のグループ支援を中心として実施

（2）通信コース
個別支援と電話、手紙等のやりとりを中心として実施

なお、対象者が最後まで挫折することなく、特定保健指導を受け続けられるよう、途中で選択コースを変更することも可能となっています。

正しいウォーキング法を学びます

医師講演会でメタボについて勉強中

特定保健指導の向上に向けて
～初回面接の機会を数種類設定～

特定保健指導対象者には、まず案内チラシを郵送して、さらに電話による勧奨も実施しています。

また、初回面接をできるだけ対象者の希望に合わせて実施できるように、初回面接の機会を通常開催日以外にも次のとおり数種類設定しています。

・おりひめ検診結果説明会での初回面接
・医師講話後の初回面接
・夜間開催の初回面接
・公民館での初回面接
・家庭訪問による初回面接

最後に、担当者の方は、「現状では、個別健診からの特定保健指導の利用者が少なく、また、電話勧奨も対象者の都合などにより利用につながらない場合もある。しかし、初回面接利用者が必ず特定保健指導を終了できるよう、利用者の都合に合わせながら保健指導を実施するなど、工夫をして利用率を上げる努力をしています。」と話していました。

～地域ぐるみでの健康づくり「健康の日」～

「健康の日」とは、市内22地区連合自治会を中心に、関係機関・団体等と一緒に、地域で健康づくりに取り組む日のことです。

「健康の日」パンフレット

実施に際し、市内17公民館を拠点に活動している健康ボランティア「生活習慣改善推進員」と共に地区の健康づくり活動について話し合いを行っています。

最終的には、「健康の日」を通して地域ぐるみで健康寿命をのばすことを目指しています。

「健康の日」のねらいについて、担当者の方に聞いたところ、「『健康の日』は、地区ごとにみんなで健康づくりに取り組むためのきっかけとなります。」と語っていました。そして、「『健康の日』のための話し合いを通じて、どうしたら健康な街がつくれるか、地区の住民の声を拾いながらみんなで考えることができる。」と話していました。

茂木町　収納率あっぷルポ

各市町を訪問し、収納率アップを目指した取り組み状況をルポさせていただいております。
第17回目は、茂木町におじゃましました。
茂木町の税務課は、職員11名、臨時職員１名で、その内４名が徴収事務を担当しています。

平成23年度の都道府県別国民健康保険料（税）現年度分収納率は、全国平均89・39％で、前年度より０・78ポイント上昇しています。

一方、栃木県の収納率については、対前年度比１・03ポイント増の87・04％となっており、２年連続上昇しています。

上昇率では、全国順位で７位となっていますが、収納率では、全国ワースト２位となり、順位を１つ落してしまいました。この状況を打破するために国保連合会も更なる支援を図りたく、市町での収納率向上や滞納解消に向けての取り組み状況などをルポしていきます。

収納率の状況
～県内トップの収納率～

茂木町の国保税の収納状況は、平成23年度の現年度分が94・34％と前年度より、０・99ポイント上昇しました。県内市町の順位においては、県内トップとなっています。

茂木町の納付方法としては、口座振替が全体の63％を占めています。

窓口業務について
～社会保険に加入した方の滞納分の徴収が困難～

国保から社会保険に加入した方について、今までの国保税滞納分がなかなか納まらない状態です。

また、収入が少なくても、家族が多い世帯は、国保税が高額となってしまい、分納できる額が少ないため、年税額に追いつかない状態です。

収納率向上対策
～全課長による訪問徴収の実施～

収納率向上対策の一環として、昨年は、国保担当者と訪問徴収を10月に３回実施しました。また、５月末には、全課長が訪問徴収を行いました。

窓口の延長としては、金曜日19時まで、また、月の最終日曜日は、８時30分から12時30分まで対応しています。

今後の対策は
～訪問徴収を増やす～

訪問徴収の回数を増やすことを検討しています。また、短期被保険者証の発行方法についても検討しています。

徴収アドバイザー派遣後
～新しい切り口で滞納処分に取り組む～

平成23年度に国保連合会設置事業である「徴収アドバイザー派遣事業」を実施し、納税の指導力がアップし、今まで未納者だった方が分納するようになりました。また、過払い金など新しい切り口で滞納処分に取り組む指導を受け、滞納額の充当にはいたりませんでしたが、新しい切り口での取り組みを行なうことができました。

特別寄稿①

第1回

国保料（税）収納率向上に向けて「国保制度を崩壊させないために」～新たなる領域への挑戦！！～

NPO法人ローカルガバメントネットワーク理事長　堀　博　晴

今年度執筆を依頼されました、NPO法人ローカルガバメントネットワーク（LGNet）理事長の堀です。私はこれまでいろいろな自治体の現状を見聞きしてきましたが、全国には情熱を傾けて滞納整理をしている職員の皆さんがたくさんおられます。しかし、その芽を摘んでしまうような組織運営ではせっかくの情熱に水を浴びせることになってしまいます。徴収職員がしっかりと働ける組織づくりをしていただきたいものです。

今年度4回の連載ということですが「国保制度を崩壊させないために」と題して筆を進めていきます。よろしくお付き合いください。

回復の兆し？ 2年連続の収納率UP！

今年の1月31日に厚生労働省から「平成23年度国民健康保険（市町村）の財政状況」が発表されました。全国ベースでは現年分で、89・39％と対前年で0・78ポイント伸びています。

この原因として厚労省は保険料（税）減免措置の対象者の拡大により納付しやすい環境となったこと等によるとしています。「等」に全国の徴収に携わっている皆さんの頑張りも入っているのだと思います。

全国2位の富山県は0・11ポイント下げ93・96％となりましたが、順位は2位のままです。対前年で徴収率を下げたのは富山県だけで後は少なからず徴収率をアップさせています。

保険者規模別収納率にみると市部が0・82ポイント、町村が0・56ポイント上昇しており、特に市部の収納率が上昇していることは良いことだと感じました。

栃木県の現年分の徴収率は87・04％と前年より1・03ポイント上昇していますが、順位は前年より一つ下げて46位になってしまいました。ブービー賞だなどと笑ってはいられませんね。上げ幅は皆さんが頑張った結果が出て全国順位7位です。しかし他道府県も頑張っていますのでそう簡単には順位は上げられませんね。

今年度も更なる取り組みを行う必要があるのではないでしょうか。

納付交渉の考え方

①基本的考え方

納付書を送付し、納期限までに納付されないと納期限到来後20日以内に督促状を発布します。（督促には「納付の催告」と「差押えの前提要件」という二重の意味があります。）

督促を発布した日から起算して、10日を経過した日以内に完納しないときは、財産や債権などを調査し差押える。

差押えた不動産や動産は公売して未納料（税）に充当する。

これが滞納整理の基本です。

しかし、いきなり差押えをしている自治体はほとんどないでしょう。督促状で納付されない場合、催告書の送付、電話による催告、滞納者宅を訪問（臨戸）などをしていると思います。そして来所される滞納者の対応もあるでしょう。

この一連の流れの中で職員の皆さんが行うのが納付交渉です。納付交渉は滞納整理事務を行うにあたって最も基本的な業務行為と言えるでしょう。そして、納付交渉は特別な専門知識が必要なわけではなく、社会一般人としての見識を持って接すれば良いのです。

基本としては、「優しく丁寧な対応で不快感や高圧的な態度はとらない」

平戸市の窓口「滞納は許さない！！」

ことです。

接遇のミスを起こすと滞納整理の本来業務に入ることができないばかりか、トラブル・困難事案となるケースが多いので接遇のミスには十分気を付けることが大切です。

②納付の話以外は聞く耳を持たない

以上の基本を踏まえて、納付交渉時には収入と支出がどうなっているかを聞くことが大切です。よく分納の話から始める人がいますが、年10回程度支払う料（税）はすでに分納なのではないでしょうか。一括で支払うことができるかどうか生活実態を聴取して、当面無理と判断したら短い期間（3か月程度）の分納を認め分納誓約を取る。そして財産調査をすることを告げ、財産があれば差し押さえる、分納誓約を履行しない場合も差押えに移行することをきちんと話しておくことが大切です。また完納が長引けば延滞金を払わなければならないことも話しておきましょう。

よくお金の話にならないのに根気強く話を聞いている方がいますが、時間が無駄なので、はっきりと「納付の話にならなければお帰りください。」と告げるべきです。お金の話とは、家族に病人が出た、子供の入学などで出費がかさんだなど家族状況や収支の状況などのことです。

自治体や首長等への不満など長々と聞く必要は全くないのです。こういう方は広聴関係の部署に行ってもらえばいいのです。退去するよう促しても「まだ話が終わっていない」などと言って帰らない場合は「不退去罪」が適用される旨を伝え最終的には警察を呼ぶなどの処置をするべきです。

筆者も都庁時代、何回も警察の方々にご足労いただいたことがあります。ほとんどの方が納付の話に戻るのですが、それでも警察官に促されて帰っていく方もおられました。そのようにして帰った方は徹底した財産調査を行い差押えることが肝要です。警察を呼ぶと言ったらちゃんと呼んでください。滞納者に馬鹿にされます。

③怒鳴ってくる人には毅然とした態度で

滞納者の中には、ヤクザまがいの素行の荒い人がいます。私の経験から言うと例えば「馬鹿ヤロー」などと罵声を飛ばされたらすかさず「あなたにバカ呼ばわりされる筋合いはありません」と相手と同じくらい大きな声で言い返していました。こうすると、公務員は怒鳴れば言うことを聞くと思っていた滞納者は面喰い、おとなしくなる人がほとんどでした。「公務員がそんな口叩いていいのかよ!!」などと言ってきても私は「公務員だって場合によれば怒鳴りますよ!!」と言い返していました。また「マスコミに言ってやる」などには「どうぞ言ってください。私たちが一生懸命仕事をしていることがわかりますから」と言っていました。

私は現役時代には「逃げない、引かない、驚かない」を合言葉に理不尽な滞納者には毅然とした姿勢で接し、職員の皆さんと楽しく仕事をしていました。

（続きは次号）

①②チラシ

釧路町の窓口からの視点

④差押物品ダンボール

③差押え執行状況

プロフィール

堀（ほり）　博晴（ひろはる）

東京都八丈町税務課徴収係長、NPO法人 ローカルガバメントネットワーク理事長
昭和42年江戸川区役所に入都。東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部
主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所
納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任。
機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。
「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募しヤフー株式会社に入社。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。
平成23年よりNPO法人 LG Netを設立し、理事長に就任。
平成24年11月ヤフー定年退職、平成25年3 月より現職。
著書には、インターネット公売のすべて（ぎょうせい）、自治体増収大作戦－インターネットが変えた－（ぎょうせい）がある。
平成17年～厚生労働省国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー

特別寄稿②

第1回

ソーシャルマーケティングを用いた健診受診勧奨

株式会社キャンサースキャン　石　川　善　樹

「参加者が集まらない」

健診であれ、健康教室であれ、そのような悩みを抱えていらっしゃる自治体の方と、よくお話をさせて頂きます。詳しく伺うと、「これまでにも、散々手を打ちつくしてきた。人手が足りないということはあるが、それ以上に、もうアイデアがない・・・」とおっしゃる方がほとんどです。すでにこれまで多くのアイデアを試してきたものの、どれもイマイチ効果があがらないというわけです。

そこで、昨年度本誌で連載させて頂きました「ヘルスコミュニケーション思考のすすめ」では、住民にアプローチする際の総論的な話をさせて頂きました。すると、担当のKさんから、「今年は、もっと具体的なことをお願いします！」とオファーを頂きました。そこで、今回から4回を予定しております本連載では、

「受診勧奨チラシの作り方」

について、具体的なお話をさせて頂ければと考えております。

○そもそも、なぜ参加者が集まらないのか?!

分析的に考えると、参加者が集まらない理由は、3つに大別されます。

理由①　そもそも、チラシ（行政の広報紙など）があることを知らない

理由②　チラシが来たのは知っているが、読んでいない

理由③　チラシは読んだが、行動していない

それぞれについて、簡単に整理してみたいと思います。

まず、**理由①「そもそも、チラシがあることを知らない」**という住民は、意外に多いことが、これまでの各種調査から知られています。自分自身のことをふりかえってみると、納得がいくかと思うのですが、自宅に配送されてくるチラシを、一つ一つ丁寧に見ている人は、ほとんどいないでしょう。たとえ見ていたとしても、さらっと流して見ているので、後から振り返ると全く記憶に残っていない、ということはよく経験することです。

そこで、まずはチラシを手に取ってもらうために、「アイキャッチをデザインする」という工夫が、民間の会社では行われています。具体的には、思わず目を引くような写真やイラストを掲載することで、数あるチラシの中から手にとってもらう工夫がされています。

次に、**理由②「チラシが来たのは知っているが、読んでいない」**という点が、チラシの効果を下げる大きな原因になっています。これも、私たちがよく経験することではないでしょうか?!　ましてや、今回私たちがターゲットにしたいような、「これまで健診や教室にきてくれなかった住民」の立場に立てば、そんなに興味もないような健診や教室のチラシを、じっくりと読んでもらえるとは考えにくいです。

しかし、興味がないひとに興味を持たせる工夫は、確かに存在します。たとえば、「思わず」読んでもらうための工夫として、「視線誘導」というテクニックが使われます。不思議なことなのですが、人間の視線の動きというものは、一人ひとり違うというより、みんな同じような動きをすることが知られています。そこを逆

手にとって、「自然と」チラシを読ませる仕掛けがあるのです。

最後に、**理由③「チラシは読んだが、行動していない」**という住民がいます。このような住民は、「健診受診や教室参加の意向はある住民」と考えられます。逆にいえば、参加意向があるからこそ、しっかりとチラシを読んでくれているはずです。私たちが行っている調査によると、健診を受けていないものの、「受けるつもりはある」と回答する住民は、未受診者全体の3～5割はいます（地域差や性・年代による違いはあります）。

不思議なのは、なぜ、受けるつもりがあり、チラシも読んでいるのに、実際に行動に至らないのか、ということです。このような住民に「なぜ受けないのですか?」と尋ねると、「忙しいから」「面倒くさい」というお決まりの回答は返ってきません。考えてみると当たり前で、「受けるつもりがある」方々なので、「忙しいけど受けたい」とすでに思っているからです。では、なぜ行動に至らないのでしょうか?!

理由を知ってしまえば、とても単純な話なのですが、「どうすれば受診できるのか分からない」ことが多いように思います。つまり、「チラシを読んで、次に何をすればいいのか分からない」という状態に陥っているのです。もちろん、私たちが作成するチラシには、次にハガキを送ればいいのか、役所に電話をすればいいのか、あるいは健診の申し込み用紙に記入してもらえばいいのか、具体的な記述をしているはずです。しかし、往々にして、私たちが作成するチラシはあまりに情報量が多く、「一体どこに何が書いてあるのか、よくわからない・・・」と嘆かれる住民が多いのも事実です。

実は、同様の悩みを、民間の会社でも抱えています。言いたいこと、言わなければならないことは沢山あるし、それらを全部掲載してしまうと、情報量が多すぎて肝心の情報が埋もれてしまいます。しかし、どうしてもやむにやまれぬ事情により、情報量を削ることができない場合もあります。そのような場合に使われるテクニックが、「明確な動作指示」という手法です。たとえば、インターネットで通販をしている友人に聞いたのですが、同じ「ポイント3倍」をメインにしたキャンペーンをする際に、「詳細はコチラ」と動作指示をした広告バナーは、そうでないバナーに比べて、売り上げが格段に違うそうです。

動作指示あり

詳細はコチラ?	人気商品ポイント3倍!

動作指示なし

人気商品ポイント	3倍!

翻って、私たちが作成するチラシを振り返ると、「動作指示」をどの程度明確に示しているでしょうか?! あるいは、まだまだ、改善の余地があるかもしれません。

○チラシを作成する前に、ターゲットを決める

さて、これまでに、なぜ参加者が集まらないのかについて、簡単に整理を行ってきました。改めてまとめると、以下の3つの工夫を行うことで、私たちの作成するチラシは劇的に改善する可能性が高いと考えられます。

①見てもらうための工夫（アイキャッチをデザインする）
②読んでもらうための工夫（視線誘導を駆使する）
③行動してもらうための工夫（動作指示を明確にする）

これらについては、次回以降の連載で一つずつとりあげ、ご紹介していきたいと思います。

ただし、いきなりこれらのテクニックを駆使してチラシを作り始める前に、留意すべきことがあります。それは、「そもそも誰をターゲットにチラシを作成するのか?!」という点です。

というのも、そもそもチラシをメインで届けたい対象が「男性」なのか、あるいは「女性」なのかによって、

チラシの作り方が全く変わってくるからです。たとえば、まず手に取ってもらうために、アイキャッチとして写真やイラストが効果的であると上述しましたが、どのような写真が効果的かは、男性と女性では当然変わってきます。

さらに言えば、同じ男性をターゲットにするにしても、年代によってもチラシ作成のポイントは変わってくるでしょう。分かりやすいところでいえば、「フォントサイズ」です。40代の男性がターゲットであれば、フォントサイズは多少小さくても大丈夫です。しかし、老眼が進んでくる60代男性であれば、かなりフォントサイズを大きくしないと、読んでもらえないでしょう。

つまり、チラシ作成をする際は、「未受診者の中でも、特にどの性・年代をターゲットにするのか?!」という点を、慎重に検討しなければなりません。

私たちが関わらせて頂いた、あるまちでは、チラシ作成を行うにあたり、事前に住民アンケート調査を行いました。具体的には、過去3年以上、まちの健診に参加したことがない住民を対象にして、

①他の機会で健診を受診しているか?

②まちの健診を受診するつもりはあるか?

という2点を調査しました。

次に、他の機会でも健診を受診していない住民を対象に、「まちの健診を受診するつもりがあるのは、どの性・年代でもっとも多いのか?」という分析を行いました。その結果、50代女性で、もっとも受診意向が高いことが分かりました。

受診意向が高いグループをターゲットに受診勧奨をすれば、おそらく最も効果が上がるはずです。そのまちでは、50代女性をターゲットにしてチラシを作成し、これまでにない成果をあげました。当初は、「未受診者はてごわい。手を打ちつくしてきたが、動かない・・・」とあきらめモードだったのですが、実際に効果が上がったことを実感し、職場のやる気も高まったようでした。

しかし、今ご紹介したケースでは、あくまで50代女性だけを対象にしているので、他の住民層には勧奨をしていません。「それは、公平性の観点からどうなのか?!」と疑問に思う方もいらっしゃると思います。

実はそのような議論がそのまちでもあったのですが、「性・年代別にチラシを作り分けることは、今年一年間ではむずかしい。そこで、複数年に渡り、少しずつ対象とする住民を広げていこう」ということになりました。つまり、1年目はトライアルとして50代女性を対象としましたが、2年目は40~50代男性、3年目は60代男女、というように、すこしずつ色々なバージョンのチラシを作成し、性・年代別にチラシを送り分ける、ということを計画されています。

以上みてきたように、実際にチラシ作成をする前に、まずはターゲットとなる住民を決めることが重要になります。

○次回以降の連載について

さて、次回以降の連載では、受診勧奨のための具体的なノウハウについて、お話をしていきたいと思います。具体的には、

- **見てもらうための工夫（アイキャッチをデザインする）**
- **読んでもらうための工夫（視線誘導のイロハ）**
- **行動してもらうための工夫（動作指示という魔法）**

について、一つずつご紹介したいと思います。ぜひ、楽しみに期待してください！

＊ご意見・ご感想は、下記までお願い致します。

石川　善樹（いしかわよしき）

株式会社キャンサースキャン

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-8-3 イオレ渋谷ビル5 階

TEL 03-6427-8875　FAX 03-6427-8895

メール：ishikawa@cancerscan.jp

プロフィール

石川　善樹　医学博士

東京大学医学部健康科学科卒業後、ハーバード大学にて最新の健康づくりを研究。

現在は、株式会社キャンサースキャンにて、日本各地の健康づくりに取り組む。

特定健診の受診率アップをめざして

市貝町　健康福祉課　古谷明美・和田篤子・馬籠友美

町の概況

～平成24年度は健康増進計画の見直し時期～

①総人口　12，334人
（平成24年4月1日現在）
②国保被保険者数　3，550人
国保加入率　28・78％

町は、県都宇都宮から東へ24kmに位置し、県内の市町村合併が進んだことにより、人口が1番少ない町となりました。

平成24年度は、健康増進計画の見直しの時期でした。「輪になってみんなでつくろう健康いちかい」をスローガンのもと健康づくり事業の内容について検討し今後の事業推進の方向性を出したところです。

はじめに

～未受診者へのアプローチを広報中心に行う～

急速な少子高齢化に伴う生活習慣病や医療費の増加を抑えるために、平成20年度から特定健診、特定保健指導が開始され5年が経過しました。開始にあたり特定健診の意義や、今までの健診との変更点について、平成19年度の生活習慣病健診時、地区の健康教室時や広報をとおしPRをしてきました。開始初年度は、健診の意義や体制が浸透していないため住民の対応に追われたことが印象に残っています。

現在、健診体制は整いましたが、国の受診率目標である65％には程遠い状況です。平成24年度は、未受診者へのアプローチを広報中心に行いました。その結果をここにまとめ報告します。

平成20～23年度の町と県の受診率状況

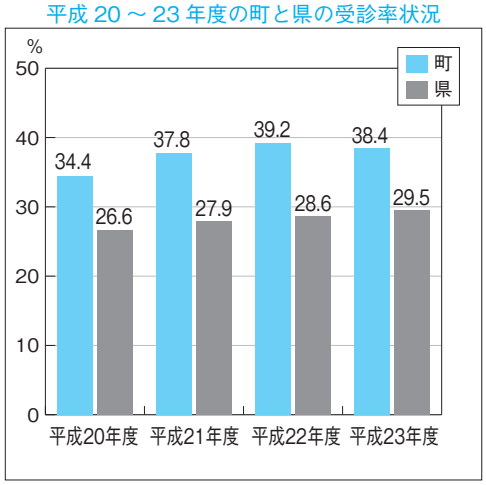

健診受診率の状況

～平成22年度をピークに30％後半を推移～

事業内容

・特定健診・がん検診同日に実施：集団健診方式
・健診希望については、前年度2月に次年度日程と集団検診申込書を、地域保健推進員をとおし配布回収（自治会未加入者は、郵送）
・健診希望日1週間前に予診票など送付
・平成24年度集団検診は、12回内3回日曜日実施

平成24年度の取り組み

～女性の日の設定、追加健診、「年に1回特定健診を受けましょう」の同封～

①以前より要望のあった女性の日の健診日を1日設定して行いました。
②健診を申し込んでいて受けていない人、過去3年間未受診であった人向けに1日追加健診を実施しました。
③データより、40代・50代・60代の受診率が低いためその年代に個別に追加健診のお知らせを送付しました。

・検診申込送付時に「年に1回特定健診を受けましょう」のおしらせを同封しました。

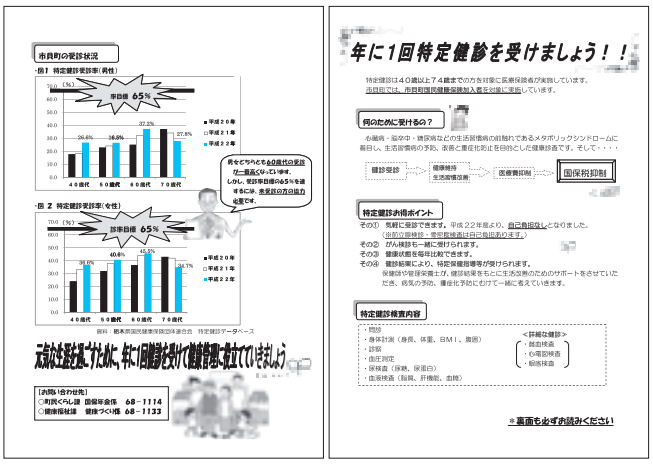

「年に１回特定健診を受けましょう !!」

・10月の健診が終了したところで「集団健康診査日追加のお知らせ」を、健診を申し込んでいての未受診者と過去3年未受診者を抽出し、11月の健診日程と12月の追加日程について送付し、町の健診のいいところと、健診についていくら助成しているかを伝えました。

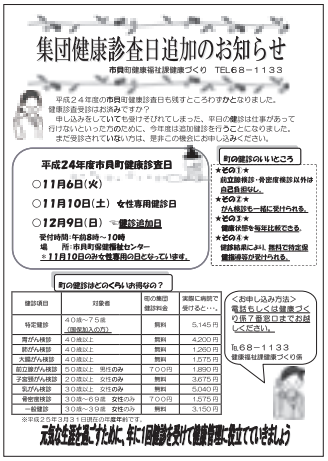

「集団健康診査日追加のお知らせ」

平成24年度の結果

～受診率：40・9％（人間ドック含む暫定値）～

・過去3年間未受診の40代～60代をターゲットに上記のお知らせを出し、受診した者は、356名中3名でした。

・追加健診での特定健診受診者は、36名でした。受診者の声としては、「健診を受けそびれていたので受診できて良かった。」「この時期の方が健診に来る余裕があるので良い」とのことでした。

まとめ

～健診受診の動機を把握して、受診率向上につなげていきたい～

特定健診の受診率は平成22年度をピークに30％後半を推移しており、平成23年度は震災の影響もあったためか低下しました。また、年代ごとの受診率において40代～50代の受診率が低いことから、平成24年度は初めてその年代を中心に取り組みを行いました。結果として元々健診を受ける意志がない方の反応はほとんどありませんでした。健診受診の意識の低い方への受診動機をどうもってもらうかが今後の課題です。

平成24年度受診者数が若干上がった要因としては、女性の日の設定や、追加健診の実施が考えられますが、申し込みと一緒に「年に1回特定健診を受けましょう」というおしらせを同封したことが微々たる力になったと思います。

今後は、もう少し踏み込み健診受診の動機の把握をし、受けている人の声を取り上げ広報等で広く町民に紹介していき、健診受診率向上につなげていけたらと思います。また、保健師の特性を生かし、健康づくり活動の中で住民の声を聴き、健診が自分の体と向き合う場であり、その人なりの健康な生活を続けるために必要不可欠なものと意識付けられるよう伝えていきたいと思います。

下野市国保の取り組み

今年も11月10日（日）開催「産業祭」にてPR

―下野市―

下野市では、平成20年度から特定健康診査事業を、また22年度からはがん検診事業を個人負担金なしで実施してまいりました。さらに、23年度から受診者に対して検診結果を個別に手渡し、相談が受けられるように結果説明会を行いました。23年度の実績は31回を数え、個別対応を通じて受診者の健康に対する関心が高まっているという感触を掴みました。受診者一人ひとりが保健師や栄養士からの説明を受けることで、健康不安等の解消、また生活習慣病等の早期発見・治療により医療費の抑制に繋がればと期待しているところです。

平成24年度からは、健診未受診者への勧奨通知を始めました。結果、24年度受診率は、現在のところ未確定ですが、23年度実績の37・89％を上回る見込みです。

本年度は、新たな試みとして、医療機関での個別健診を毎年12月31日まで延長し、今までより1か月長く延ばすことで受診率の更なる向上に努めます。また、塩分濃度計を複数台導入して、結果説明会等において活用できるよう、保健事業の充実にも努めてまいります。

また本市は、国民健康保険に関する広報活動の一つとして、市主催のイベントを機会に、広く市民に周知・PRを行っています。

個別相談の様子

昨年の11月11日（日）、市内の大松山運動公園を会場として開催した「下野市産業祭」に、国民健康保険ブースを置き、多くの作品展示に多くの市民が訪れ賑わう中でPRに努めました。栃木県国民健康保険団体連合会から借用した「体脂肪1キロ」のサンプルを展示したところ、ブヨブヨした塊に指を突き指しながら「肥満ってコワッ！」「こんな脂肪が身体の中に詰まっているの？」「成人病にはなりたくない」等々、百人が百人、驚きと嘆きの声を上げていました。

今年も産業祭が、11月10日（日）に同公園で開催する予定です。来場者の健康度チェックや健康相談等を行い、こうした健康と病気予防の啓発を通じて、国民健康保険事業の周知に取り組んでいきたいと考えています。

産業祭での広報活動

ただいまさくほ 最前線

国保制度などの理解を深め、業務に慣れていきたい

矢板市
健康増進課　国保医療担当
主　事

むろい　やすひろ
室井　泰宏

国保経験年数　0年1ヶ月

① 獅子座
② A型
③ 車の運転に慣れること
④ 日本の経済
⑤ ランニング、音楽鑑賞
⑥ 継続は力なり
⑦ たくさん運動して、ぐっすりと眠ること
⑧ 一人前の職員になること
⑨ 自然が豊かなところです。特に長峰公園では4月に桜、5月につつじが咲き誇り、とても綺麗なのでぜひ見に来ていただきたいです。
⑩ 国保医療担当になってから日が浅いので、まだまだわからないことばかりで四苦八苦しています。まずは国民健康保険制度などの理解を深め、徐々に業務に慣れていきたいと思います。

国保業務に日々精進していきたい

岩舟町
保険児童課　保険医療担当
主　任

すどう　ていこ
須藤　禎子

国保経験年数　2年1ヶ月

① かに座
② O型
③ ヨガ
④ 将来
⑤ 読書･旅行･コンサート
⑦ 有言実行
⑦ カラオケ
⑧ マイホームを建てる
⑨ 四季折々の花が楽しめる「とちぎ花センター」があり、隣接する「いわふねフルーツパーク」では季節ごとに、いちご狩りや梨などの果実･野菜の摘み取りができます。そこで販売されているジェラードは格別です!ぜひいらしてください。
⑩ 国保事業に携わって3年目になりますが、まだまだわからないこと、学ぶべきことがたくさんあります。日々、精進していきたいです。

①星座　②血液型　③今一番挑戦したいこと　④今一番気になること　⑤趣味･特技　⑥座右の銘･好きな言葉
⑦健康法･ストレス解消法　⑧夢　⑨町（街）の自慢をしてください　⑩国保事業に携わっての感想･意見

国保医療課だより

定期異動で新たなメンバーを迎えた国保医療課医療保険担当です。
平成25年度もよろしくお願いいたします。

1 メンバー紹介

平成25年4月現在

職	氏　名	在課年数	職	氏　名	在課年数
課長	入野　好市	0月	主任	伊藤　哲也	1年0月
課長補佐（総括）	梅山　栄司	1年0月	主任	篠﨑　陽介	1年0月
課長補佐（医療保険担当）	塩原千恵子	0月	主事	堀　布祐美	2年0月
主査	吉原　佳子	3年0月	主事	長谷川聡美	0月
主査	篠﨑　泰英	2年0月	医療給付専門指導員	酒井　　誠	1年0月

2 新任者紹介

（①血液型･星座　②趣味･特技　③ストレス解消法　④お薦めの本･映画等　⑤国保事務に携わっての感想･意見等）

入野課長	①AB型・牡牛座 ②読書・特技はありません ③ウォーキング、ハイキング、トレッキング ④「舟を編む」と「まほろ駅前多田便利軒」。どちらの松田龍平が好きですか? ⑤過去の経験を踏まえ、医療制度全体の理解を深めていきたいと思っております。	篠﨑主任	①A型・みずがめ座 ②旅行・城巡り ③ウォーキング ④猿の惑星 ⑤制度が複雑で難しいですが、頑張って取り組みます。
塩原補佐	①A型・みずがめ座 ②演劇鑑賞・特技はなしです。 ③庭の草むしり ④「おおきな木」黒一色の絵本です。ほんだきんいちろう翻訳版が好きです。 ⑤20数年振りに戻った国保は制度が3倍以上複雑になっていました。まずは制度の理解から。	長谷川主事	①AB 型・牡牛座 ②読書 ③ランニング・料理 ④三浦しをん「風が強く吹いている」 ⑤まずは一日も早く担当業務を覚え、少しずつ制度の理解も深めていこうと思います。

（後列）左から
長谷川主事、堀主事、
伊藤主任、篠﨑陽介主任、篠﨑泰英主査、
酒井指導員

（前列）左から
吉原主査、入野課長、
梅山課長補佐（総括）、塩原課長補佐

平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会理事会

平成25年度事業計画及び歳入歳出予算などを通常総会へ上程

平成25年2月6日（水）に、国保連合会9階大会議室で、平成24年度栃木県国民健康保険団体連合会理事会が開催された。

本理事会では、平成25年度に係る本会事業計画と一般・特別両会計歳入歳出予算並びに平成24年度特別会計歳入歳出予算補正など含む、議決事項31件と、協議事項3件が上程され、慎重な審議の上、議決事項については、原案どおり議決され、協議事項については、事務局説明のとおり了承された。なお、議決事項30件については、平成25年2月22日（金）に開催される通常総会に上程されることとなった。

挨拶で「慎重な審議をお願いしたい。」と述べる佐藤栄一理事長

冒頭、佐藤栄一理事長（宇都宮市長）は、平成24年末に行われた衆議院総選挙の結果による第二次安倍政権への交代など中央情勢ついて触れ、「高額療養費の支給や前期高齢者の一部負担割合の問題など今後の動向を注視する。」と述べた。

そして、「本日は、慎重ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げる。」と結んだ。

その後、高津戸忠一常務理事が情勢報告を行い、佐藤栄一理事長を議長に選出して、議事に入った。

※通常総会については、P2以降をご覧ください。

第三者行為損害賠償求償事務コーナー

～自転車事故は、自転車事故固有の過失相殺率や修正要素を考える～

自転車と自家用中型貨物自動車との事故

事故内容：午後1時35分頃、信号機によって交通整理の行われていない道路幅約6m、道路の片側に幅70cm有蓋側溝のあるT字路交差点付近において、被害者運転の自転車と加害者運転の自家用中型貨物自動車が衝突し、被害者が左上腕骨骨折、左肩甲骨骨折の負傷をしました。

事故状況

当初被害者は、自転車で車道の左側端を走行中、加害車両に後方より接触され、転倒負傷したとの話でしたが、実況見分の結果、自転車で走行し、T字路交差点付近の駐車車両の陰から道路を横断しようとして自家用中型貨物自動車と接触し、転倒負傷したものであることが判明しました。

過失割合の結果

判例タイムズ【254】図を基本過失割合とすると、被害者30%、加害者70%となります。この基本過失割合は、自転車が通常の速度である場合、その速度は歩行者よりも速く、自転車が直ちに停止することは困難であり、他方四輪車側にとっても、衝突を回避することがやや困難になる面があることなどを考慮した過失割合です。

今回の事故では、駐車車両の陰からの横断になりますので、被害者側に10%の過失割合を修正し、被害者40%、加害者60%で協定しました。

自転車は、左端通行や２人乗り禁止など自転車固有の法規制を受けるため、それらの規制に違反して事故が発生した場合には、自転車事故固有の過失相殺率や修正要素を考えなければなりません。自転車固有の事故類型に属する事故としては、横ゆれ、転倒で事故が発生する場合があります。

判例タイムズ【254】図

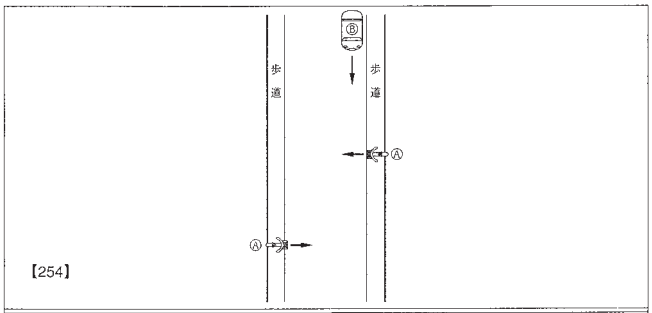

【254】

基本		Ⓐ 30 ： Ⓑ 70
修正要素	夜間	＋ 5
	幹線道路	＋ 10
	直前直後横断	＋ 10
	Ⓐの著しい過失又は重過失	＋ 10～20
	児童等・高齢者	－ 10
	Ⓐの自転車横断帯通行 ①	－ 20～25
	Ⓑの著しい過失又は重過失	－ 10～20

自転車による事故に関しては、無灯火、斜め横断、傘さし片手運転、並進、２人乗り等が修正要素として考えられますので、被保険者からの第三者行為の届出がなされた際には、修正要素等をふまえた状況の確認をお願いいたします。

第三者行為（交通事故）に関する問合せ

事業振興課　共同事業担当
TEL：028-622-7815

歩こう、歩こう！あの道この道

渡良瀬川を眺めながら歩く

渡良瀬川の眺め（渡良瀬橋付近より）

今回は、足利市内を歩きました。
足利市内には、渡良瀬川が流れ、川には多くの橋が架けられています。
特に「渡良瀬橋」は、森高千里さんの『渡良瀬橋』にも歌われています。
そのような渡良瀬川をめぐるウォーキングコースを紹介します。

今回のウォーキングコース 約7.0km

JR足利駅 ⇒ 女浅間神社 ⇒ 足利市駅 ⇒ グリーンプラザ ⇒ JR足利駅

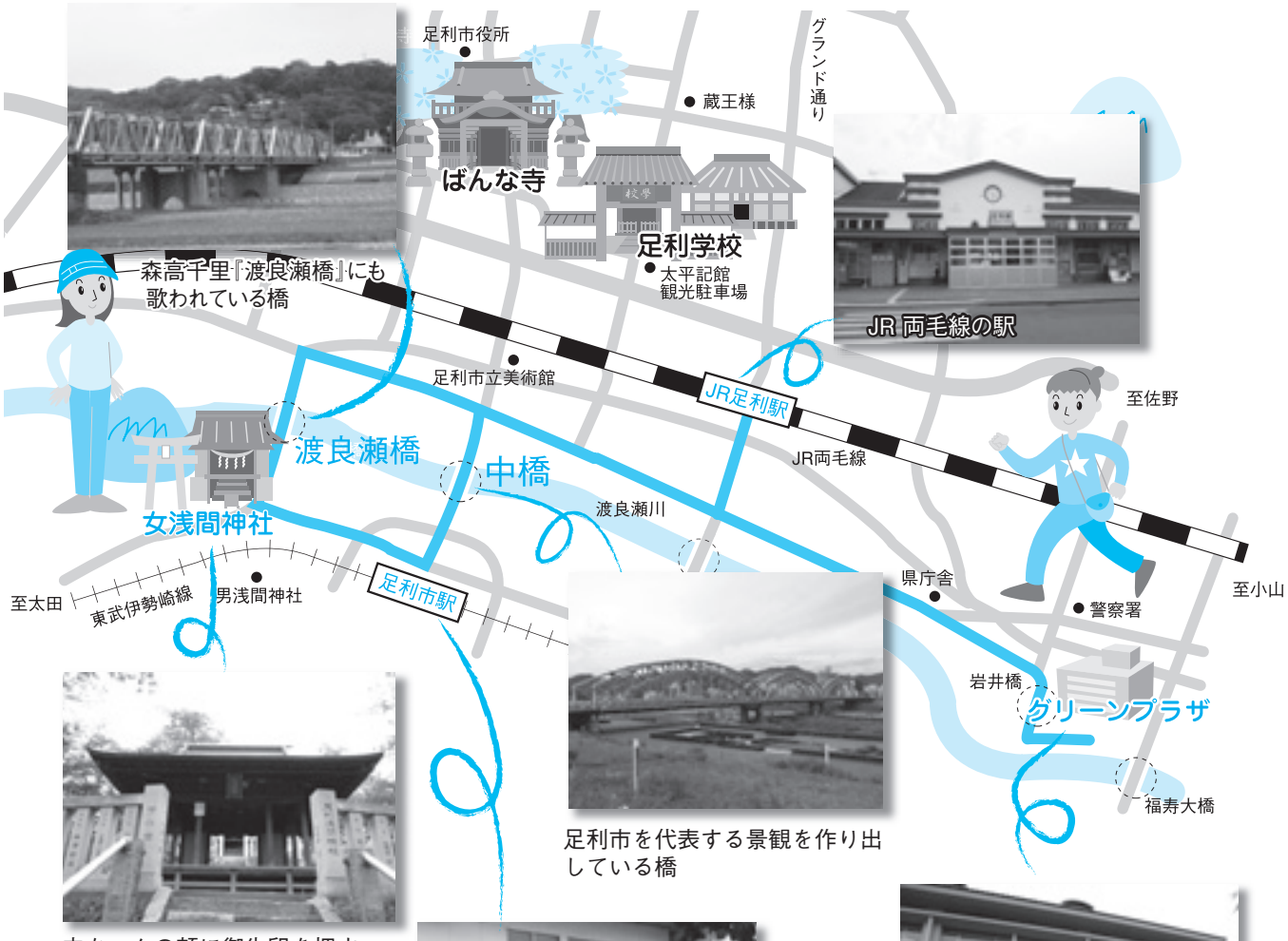

赤ちゃんの額に御朱印を押す「ペタンコ祭」で有名な神社

足利市を代表する景観を作り出している橋

東武伊勢崎線の駅

「花と緑と公園」の拠点施設

国保連合会のうごき

6月	3日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	佐野市
	5日	保険者事務共同電算処理運営委員会(13:15～)	9階会議室
	11日	国保総合システム操作説明会(10:30～)	9階会議室
	14日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	真岡市
	17日	徴収アドバイザー派遣フォローアップ(10:30～)	9階会議室
	18日	審査委員会(18～21日)	審査委員会室
	19日	事務部会(13:30～)	9階会議室
	20日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	小山市
	24日	監事会(10:30～)	9階会議室
7月	3日	理事会(14:00～)	9階会議室
	4日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	茂木町
	18日	審査委員会(18～21日)	審査委員会室
	23日	介護給付費審査委員会(16:00～)	9階会議室
	26日	通常総会(10:00～終了後理事会)	栃木県総合文化センター
8月	6日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	日光市
	18日	審査委員会(18～21日)	審査委員会室
	22日	介護給付費審査委員会(16:00～)	9階会議室
9月	2日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	塩谷町
	6日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	上三川町
	18日	審査委員会(18～21日)	審査委員会室
	20日	介護給付費審査委員会(16:00～)	9階会議室
	26日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	芳賀町

国保連合会からのお知らせ

車両用マグネットを作成しました

本会で車両用マグネットを2種類（国保税・特定健診）作成して、
希望する市町にお配りしました。
公用車などに貼付してご活用ください。

特定健診を受診しましょう

国保税を納めましょう

事業振興課　事業振興担当
TEL　028-622-7815

編集後記

「栃木の国保」も今号から本会ホームページ上での公開のみとなりました。

今後もよりよい機関誌作りに取り組んでいきたいと思いますので、何とぞご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今号は、表紙に「足利学校」、突撃ルポ 保険者みてある記は、「足利市」、歩こう、歩こう！　あの道この道は、「渡良瀬川を眺めながら歩く」と「足利」が盛りだくさんです。

編集の最中には、「『鑁阿寺本堂』（ばんなじほんどう）が国宝に」というニュースが入ってきました。歴史と伝統のあるまち「足利」を裏付ける出来事といえるでしょう。早速訪ねてみると、足利市内には、国宝指定を祝う看板が掲げられていました。

皆様もこれを機会に「足利」を訪ねてみてはいかがでしょうか。

（T・K）

栃木の国保　vol.63
2013.6/SUMMER
編集者　寺内誠一
発行者　栃木県国民健康保険団体連合会
〒320-0033 宇都宮市本町３番９号
☎028-622-7242
編　集　㈱松井ピ・テ・オ・印刷
〒321-0904 宇都宮市陽東五丁目９番21号
☎028-662-2511/FAX028-662-4278

〈表紙の写真〉足利学校　（足利市）

足利学校は、日本で最も古い学校として知られ、その遺跡は大正10年に国の史跡に指定されています。天文18年（1549）にはイエズス会の宣教師フランシスコ・ザビエルにより「日本国中最も大にして、最も有名な坂東の大学」と世界に紹介されました。足利市では、「足利学校参観者倍増計画」の実現に向け、「全国論語素読のつどいの開催」「日曜論語素読体験の開催」など様々な取り組みを実施しています。